

尾張都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）尾張北部環境組合ごみ処理施設（仮称）整備事業に係る環境影響評価方法書についての留意事項

1 大気質、騒音、振動、悪臭

論 点	関連ページ
事業実施区域が木曾川沿いに位置しており特異な風向・風速を有すると考えられること、周辺に航空自衛隊岐阜基地があり煙突の高さが航空法の制限を受けるためダウンドラフト等により、施設の供用による塩化水素等の短期濃度が高くなることが懸念されるため、適切に調査、予測及び評価を行う必要がある。	P. 147
既存の2施設が1施設に集約されるため廃棄物運搬車両等による交通量が増加することが想定されることから、大気質、騒音、振動の道路沿道への影響が懸念されるため、適切に調査、予測及び評価を行う必要がある。	P. 21
最寄住居は事業実施区域南側、県道犬山線を挟んで約30mに位置しており、施設の供用による騒音・振動・悪臭の影響が懸念されるため、適切に調査、予測及び評価を行う必要がある。	P. 23

2 動物・植物・生態系

論 点	関連ページ
事業実施区域は木曾川沿いに位置しており、主にシイ・カシ二次林で構成されていることから、施設の存在や工事の実施による動植物への影響が懸念されるため、適切に調査、予測及び評価を行う必要がある。	P. 80、105

3 景観

論 点	関連ページ
事業実施区域の近隣に住居が存在することから、建屋と煙突による圧迫感が懸念されるため、適切に調査、予測及び評価を行う必要がある。	P. 23、189、190、201